令和4年3月吉日

関係各位

一般社団法人青森県理学療法士会

教育局長　　　　　　中村　学人

教育局担当理事　　　　千葉　直

教育局生涯学習部長　　佐藤　翔

**新生涯学習制度のご案内③　士会『承認』症例検討会について**

平素より当士会の活動に深いご理解とご支援を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて、2022年4月より、新生涯学習制度が開始となり、後期研修のカリキュラムには、Ｅ領域別研修 （事例）として、症例検討会（E-1：神経系理学療法学、E-2：運動器系理学療法学、E-3：内部障害系理学療法学）が新たに設置されております。

この士会『承認』症例検討会は、下記の開催要件を満たし、青森県理学療法士会の承認を得ることで、所属施設等で開催することができます。

開催要件

以下すべての要件を満たす必要があります。

1. 開催者である座長が事前に所属する士会に申請し、承認を受けること。

※開催内容が要件を満たしていても、承認を得ていないものは対象外。

2. 必ず選択する講義テーマ（後期研修 E１～E３）に応じた内容で開催すること。

3. １症例ごとに発表者、聴講者の履修管理ができること。

4. １回あたりの開催時間は、可能な限り推奨時間（30 分以上）で開催すること。

5. １症例の発表（質疑応答を含む）時間は、可能な限り推奨時間（30 分以上）で開催すること。

6. 座長は「登録理学療法士」であること。

※休会者および会員権利停止者は登録理学療法士であっても対象外。

7. 履修コマ数は「１回の発表で１コマ」「１回の聴講で１／３コマ（３回の聴講で１コマ）」とすること。

9. WEB システム等を利用したオンライン開催も座長の判断により可能とするが、以下すべての要件を満たすこと

（1）参加（聴講・発表）者の管理ができること。

（2）双方向により質疑応答等の疎通が可能であること。

士会『承認型』症例検討会マニュアル（開催者（座長用）はこちら[**https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/asset/pdf/ed9e73c585bfb5a0f4ddb98e59b9bca0\_1.pdf**](https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/asset/pdf/ed9e73c585bfb5a0f4ddb98e59b9bca0_1.pdf)

青森県理学療法士会における、士会『承認』症例検討会の申請の流れ

①開催１か月前までに申請書を青森県理学療法士会教育局生涯学習部長に申請書を提出していただきます。

②教育局生涯学習部長が申請書をチェックし、ご承認させて頂きます。

③座長へ承認or否認についてご連絡をいたします。

④承認されれば申請者がマイページから申請していただきます。

（申請方法については、上記の士会『承認』症例検討会実施マニュアルをご参照下さい）

⑤座長にて発表者・聴講者の受付・管理をお願いいたします。

⑥開催。

⑦座長にて発表者・聴講者の履修登録をお願いいたします。

2022年4月以降の実際の運営状況を鑑みて、運営方法を多少修正する可能性もございますが、その際はご容赦下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

またご質問等ございましたら下記連絡先もしくは質問フォームよりご質問ください。

・新生涯学習制度についてのご説明はこちら

<https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/new/>

士会『承認』症例検討会に関するお問合せ

【問合せ・連絡先】担当者： 青森県理学療法士会　教育局生涯学習部長　佐藤翔

〒036‐8104　青森県弘前市扇町1－2－1

弘前脳卒中・リハビリテーションセンター

TEL： 0172‐28‐8220（代）

　　　　　　　　　　　　　E-mail：[sho.sig12@gmail.com](mailto:sho.sig12@gmail.com)

　　　　　　　　　　　　　質問フォーム：<https://forms.gle/wRpDRDZc7pWRvGXN9>

